

	該当箇所	意見の概要
194	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	天然ガス自動車の導入を推進するため、天然ガスタンクの建設など、インフラ整備を含む支援措置が必要。また、天然ガス自動車ユーザーに対する優遇措置など、天然ガス自動車の普及・拡大に資するインセンティブ付与施策の拡充が必要。
195	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	グリーン税制等のインセンティブは、自動車燃費向上のみでなく、総排出量の観点から小型車に対する優遇を進めるべきである。
196	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	旧式車両の自動車税・自動車重量税の重課を行い、あるいは旧式車であることがわかるラベル制度を導入するなど、新車への代替促進策を実施すべきである。
197	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	CNG車の更なる普及のための供給側のインフラ整備に係る支援が必要である。また、税制優遇措置などの需要者への導入促進策を拡充すべき。
198	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (自動車単体対策)	車に加速度センサーを取り付けて一定以上の急加速運転を抑制すべき。
199	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (エコドライブの普及促進)	エコドライブを国民運動として盛り上げる施策を講じるべき。
200	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (物流の効率化)	根本的には、農林業の地産地消を進めていくことが必要であり、そのためには省庁横断的な根本的対策が必要である。
201	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (物流の効率化)	百貨店や大規模量販店など3000万トンキロに満たない事業者であっても、来訪者(購入者)によるマイカー等の利用など、事業活動に伴う交通需要は相当数を生じさせており、省エネ法で定める特定荷主について、新たに一定規模以上の小売業も追加すべきである。
202	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	渋滞のない円滑な交通流対策を一層推進すべき。
203	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	公共交通機関や自転車で通勤する人が(通勤手当等において)優遇され、マイカー通勤者が炭素税・環境税など多額の負担を負うようにする、といった方策が必要である。
204	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	環状道路の整備は、自動車利用の促進にもつながるので、削除すべきである。
205	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	自転車専用レーンや駐車場の整備など、「自転車を利用しやすいまちづくり」を追求すべきである。
206	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	交通流対策と公共交通機関の利用促進は独立した対策として分けるべきである。
207	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	交通流対策として、都市環状道路の早期整備、高速道路ネットワークの形成、ボトルネック交差点などの渋滞ポイントの緩和・解消、路上駐車対策の強化と駐車場・貨物車用荷さばきスペースの確保などを明記すべき。
208	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	交通流対策は、自動車の走行量が不変で速度が適切に向上した場合にのみCO ₂ 排出削減になるものであり、本当にCO ₂ 排出削減になる対策・施策が抜本的に検討・見直すべきである。
209	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	公共交通機関の利用促進等については、温暖化防止などの環境面だけでなく、福祉・教育など様々な面から公共交通の価値を認め、その運行への支援に公的予算を投入すべきである。財源は道路予算(道路特定財源など)を充てるのが良いと考える。
210	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜運輸部門関連＞ (交通流対策・公共交通機関の利用促進等)	道路建設の抑制や交通政策の抜本的見直しを求めるべきである。
211	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞	二酸化炭素排出削減に対する原子力エネルギーの貢献、なかんずく量的な観点、実績の観点を踏まえ、国として原子力エネルギーを有効利用するために今後どう取り組むかというポジションを、P.16の＜産業・エネルギー転換部門関連＞の中で明示すべき。

	該当箇所	意見の概要
212	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞	早急に石炭から燃料転換ができる天然ガスへのシフトが不可欠であり、その手段として、燃料炭と天然ガスとの価格差を逆転(少なくとも同等)する石油石炭税の税率の大幅な変更について検討すべきである。
213	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞	第1約束期間に国内で削減を進めるためには、電力部門の対策が必須であるが、新エネルギー対策の推進しか供給側の話がないのは問題。電力部門の問題点であり、対策・施策について明確に記述すべきである。
214	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	新エネルギーへの投資に向けた環境整備を図るとともに、利用の拡大に向け、その意義、効果を国民に具体的に示すべき。
215	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	バイオエタノールの普及促進にあたっては、大気汚染や人体への影響、世界的な食料需給や原料価格への影響に関する研究・検証・対策を十分に行うべき。また、バイオマス燃料を利用促進するために、バイオマス燃料の基準作りを早急に検討すべき。
216	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	バイオマス燃料を混合してガソリンを製造した場合に、バイオマスエタノール相当分についての揮発油税及び地方道路税を減免するなど導入促進策を検討すべき。
217	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	バイオ燃料の活用、大気中のCO2の増減に影響を与えないカーボンニュートラルなビジネスモデルの導入支援など、「環境と経済の両立」の観点に立脚したインセンティブの高い施策こそ優先すべき。
218	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	グリーン電力証書等による需要側の取組の推進にあたっては、現在寄付金として扱われている企業によるグリーン電力の購入費用を、全て損金化できるよう税制を整備すべき。
219	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	今回の目達計画で、温暖化対策分としてRPS法の数値目標の上乗せをはかるべき。
220	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	新エネの固定価格買い取り制度をすみやかに開始すべき。また、熱分野についての政策を提示すべき。
221	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	新エネルギーのうち、太陽光発電の導入目標については抜本的見直しが必要であり、2010年の482万kWは、即刻、飛躍的に上げる修正計画にすべきである。
222	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	単なる風力発電ではなく、風力による濃縮CO2を植物生態系に吹き付けて、その機能により大気中の滞留CO2を低減させる、風力によるCO2濃縮・植物生態系によるCO2吸収・除去・低減装置の導入を新エネルギー対策の一つとして推進するべき。
223	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	日本の太陽光発電の導入支援策は現状では不十分であり、国際競争力を主眼にいた新たな導入支援策が必要。諸外国で導入されているfeed-in tariff制を参考にすべきである。
224	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	バイオディーゼルやバイオエタノールの普及に向け、法整備など対策が必要。
225	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	新エネルギーについては、目標の引き上げが必要である。また、ヨーロッパで実績のある自然エネルギー電力の固定価格買い取り制度の導入が必要である。
226	Ⅲ 2. (1)①エネルギー起源二酸化炭素の対策・施策 ＜産業・エネルギー転換部門関連＞ (新エネルギー対策の推進)	自然公園で開発を行うことは、生物多様性条約と整合性が取れない。また、自然公園以外の場所における導入においても、十分な環境影響評価を行う必要があるため、以下のとおり修正すべき。 「…さらに、自然公園規制を含む各種土地利用規制との円滑な調整を推進することが必要である。」を「…導入に際しては、生物多様性の保全を優先させ、他の環境課題にも配慮し、保護地域内での実施を避けるとともに、他の地域においても環境影響評価の結果を踏まえた上で慎重に実施される必要がある。」に書き換える。